

## いの町ホームページ広告表現ガイドライン

### (趣旨)

第1条 このガイドラインは、いの町公式ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載にあたり、いの町有料広告掲載に関する要綱（平成21年告示第64号。以下「要綱」という。）及びいの町ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）に規定する事項のほか、その広告表現について必要な事項を定めるものとする。

### (禁止する表現)

第2条 広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりする恐れがあるため、次に掲げる表現を含んではならない。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を示すボタンを模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) ラジオボタンを模した表現
- (4) テキストボックスを模した表現
- (5) プルダウンメニューを模した表現
- (6) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせる又はその恐れがある表現

### (アニメーション表現)

第3条 広告にアニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないよう、次のとおりとしなければならない。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続しないこと。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とすること。
- (3) 画面が点滅するものは、点滅間隔を100分の40秒以上とすること。

### (色調)

第4条 広告は、文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取りするなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

（解像度）

第5条 広告の文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成21年9月1日から施行する。